財務省

門司税関

MOJI CUSTOMS





はじめに

貿易は、我が国の産業を発展させ、国民生活を豊かにする大きな原動力であり、我が国は貿易の発展とともに、目覚ましい進歩をとげてきました。
税関は、貿易の第一線で秩序ある貿易を守るとともに、社会や経済を乱す不正な輸出入を防止するという重要な役割を果たしています。

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

門司税関のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

門司税関の管轄・組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

税関の使命 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

安全・安心な社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

適正かつ公平な関税等の徴収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・9

貿易の円滑化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

様々な制度・取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

貿易統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

採用案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

相談窓口・広報活動など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

税関広報展示室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

門司税関管内官署所在地・電話番号・FAX 番号 ・・・・・・・14



門司税関のあゆみ

門司税関は、明治22年(1889年)に税関が門司港を石炭、米、麦、麦粉、硫黄の特別輸出港に指定したことに伴い、長崎税関の出張所として設けられ、その後、税関支署に発展し、明治42年(1909年)11月、長崎税関から分離独立し、我が国7番目の税関として発足しました。
税関は、昭和18年(1943年)第2次世界大戦の影響により一時閉鎖されましたが、昭和21年(1946年)6月、九州全県と山口県を管轄する税関として門司税関が再開されました(従前の長崎税関の管轄は門司税関の管轄となりました。)。昭和28年(1953年)、長崎税関を分離し現在の姿になり、今、門司税関はアジア太平洋地域との人と物の玄関口として大きく躍進しています。

安　政	6年(1859年)	長崎・神奈川・箱館(函館)を開港(税関の前身である「運上所」の設置)
明　治	5年(1872年)11月	**「運上所」を「税関」に呼称統一** → 2022年　税関発足150年
	8年(1875年)　8月	長崎税関下ノ関税関監吏出張所設置
	16年(1883年)12月	博多長崎税関出張所、厳原長崎税関出張所設置
	22年(1889年)11月	門司長崎税関出張所、唐津長崎税関出張所設置
	42年(1909年)11月	**門司税関発足**(長崎税関から独立)
大　正	11年(1922年)　2月	徳山税関支署設置
昭　和	2年(1927年)12月	萩税関支署設置(昭和21年出張所へ)
	13年(1938年)　4月	宇部税関支署設置
	18年(1943年)11月	税関閉鎖(門司海運局へ統合)
	21年(1946年)　6月	門司税関再開(九州全県及び山口県を管轄) 博多・徳山・唐津(平成14年出張所へ)・厳原・長崎・佐世保・三池・三角・鹿児島に税関支署を設置
	22年(1947年)　5月	若松税関支署設置(昭和46年出張所へ)
	9月	岩国税関支署設置
	25年(1950年)　8月	津久見税関支署設置(昭和46年出張所へ)
	26年(1951年)　6月	細島税関支署設置
	28年(1953年)　8月	長崎税関、門司税関から独立 (門司税関は、若松・博多・岩国・徳山・唐津・厳原・津久見・細島の各支署からなる)
	30年(1955年)　8月	下関税関支署、宇部税関支署(平成28年出張所へ)、油津税関支署(昭和47年出張所へ)設置
	32年(1957年)　4月	佐伯税関支署設置(平成11年出張所へ)
	46年(1971年)　4月	戸畑税関支署、大分税関支署設置
	47年(1972年)　5月	福岡空港税関支署設置
平　成	14年(2002年)　7月	伊万里税関支署設置

◆門司税関庁舎◆



初代
門司税関庁舎
(明治43年7月完成)



二代目
門司税関庁舎
(明治45年3月完成)



三代目
門司税関其他合同庁舎
(昭和2年9月完成)



四代目(現庁舎)
門司港湾合同庁舎
(昭和54年5月完成)

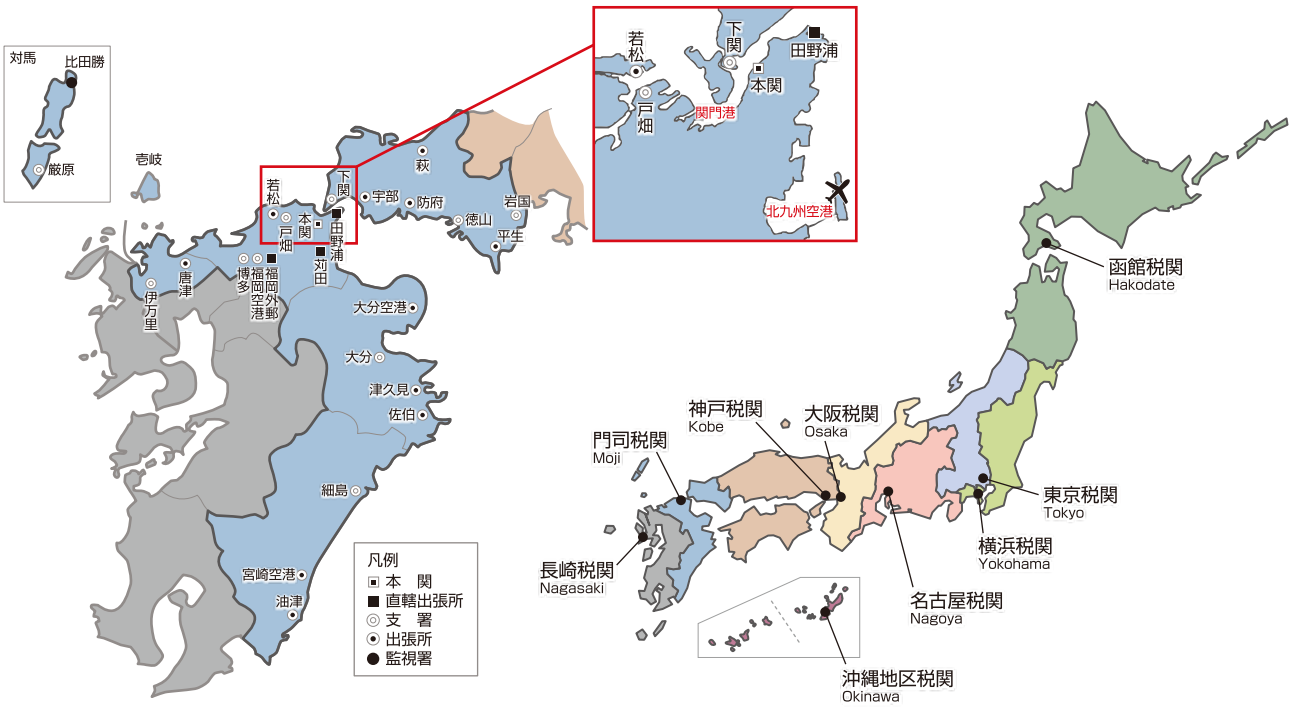
◆表紙の解説◆

表紙の絵は、税関イメージキャラクター「カスタム君」と二代目門司税関庁舎(旧門司税関)。
門司税関二代目庁舎は昭和2年にその役目を終えた後、長く民間の倉庫などで使用されていましたが、周辺の歴史的建造物とともに整備され、平成7年に門司税関広報展示室を備えた「旧門司税関」として開館されました。

門司税関の管轄・組織

管轄

税関は、財務省の地方支分部局として、函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎及び沖縄に設置されており、全国を9つのブロックに分けて管轄しています。
門司税関の管轄区域は、山口県と、九州のうち有明海に面する地域を除く福岡･佐賀の両県、大分･宮崎の両県と長崎県の壱岐･対馬と広範囲な地域に及んでおり、管内には、外国貿易のために開かれた19の開港と4つの税関空港があります。



組織

本　関
- 総務部
- 監視部
- 業務部
- 調査部

本関直轄出張所
- 田野浦出張所
- 福岡外郵出張所
- 苅田出張所

支署・出張所・監視署
- 下関税関支署
 - 宇部出張所
 - 萩出張所
- 岩国税関支署
- 徳山税関支署
 - 防府出張所
 - 平生出張所
- 戸畑税関支署
 - 若松出張所
- 博多税関支署
- 福岡空港税関支署
- 伊万里税関支署
 - 唐津出張所
- 厳原税関支署
 - 比田勝監視署
- 大分税関支署
 - 佐伯出張所
 - 津久見出張所
 - 大分空港出張所
- 細島税関支署
 - 宮崎空港出張所
 - 油津出張所

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

税関の使命

税関では、貿易の秩序維持と社会の健全な発展のために、次に掲げる3つの使命を定め、適正な税関行政の運営に取り組んでいます。

1 安全・安心な社会の実現

税関では、国民生活の安全･安心を守り、我が国の経済･社会秩序を維持するため、国民生活の安全･安心を脅かす麻薬･覚醒剤等の不正薬物、銃砲、テロ関連物資等や健全な経済の発展を損なう知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の国内への流入を水際で阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、積極的な取締りを実施しています。



2 適正かつ公平な関税等の徴収

税関は、輸入申告された貨物等にかかる関税や内国消費税等を徴収する重要な機関であり、品目分類･関税評価等に関する適切な事前教示、通関後の事後調査等により、適正かつ公平な関税等の徴収に取り組んでいます。



3 貿易の円滑化

税関は、国際物流におけるセキュリティを確保し、民間企業とのパートナーシップの構築やIT化等を通じて、通関手続きを一層効率化･迅速化し、利用者の利便性の向上に努めています。

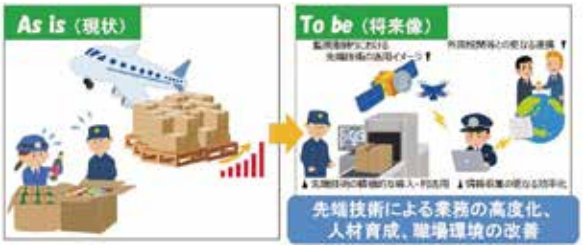


スマート税関構想～中長期ビジョン～

税関は、貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来を実現するために世界最先端の税関を目指しています。



- 税関手続の一層のデジタル化
- 自動応答プログラム等を活用した相談対応、税関ホームページの改善、EPA利用者への支援等による利用者の利便向上
- 税関検査のオートメーション化



- 関係機関、貿易関係事業者、外国税関等との情報連携の拡大･強化
- 災害等非常時に強いシステムの導入
- AI等先端技術の活用の検討･検証の推進、研修の充実、働き方の改革
- 監視取締りにおける先端技術（無人航空機、衛星情報等）の活用の検討

安全・安心な社会の実現

密輸・不正輸出の取締り

不正な手段による貿易は、社会生活や経済を混乱させます。また、拳銃や麻薬·覚醒剤などは、国民の安全や健康に重大な悪影響を及ぼします。税関は、社会の安全を守り、経済の秩序を維持するため、海港や空港で昼夜を問わず密輸の取締りにあたっています。
また、盗難自動車や有害廃棄物等の不正輸出は社会的な問題となっており、関係省庁（経済産業省、環境省等）と緊密な連携をとりながら、不正輸出の防止にも取り組んでいます。



旅客の携帯品検査



監視艇による巡回

テロ対策

税関は、関係取締機関と日ごろから緊密な情報交換を行うとともに、爆発物等の密輸入阻止や大量破壊兵器関連物品の不正輸出阻止を目的とした通関時の検査に際しては、関係機関と緊密な連携を図り実施しています。



関係機関と連携したテロ対策訓練

威力を発揮する取締機器

エックス線検査装置

固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見のために活用しています。
また、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を主要港等に配備して活用しています。



大型X線検査装置によるコンテナ貨物検査

麻薬探知犬

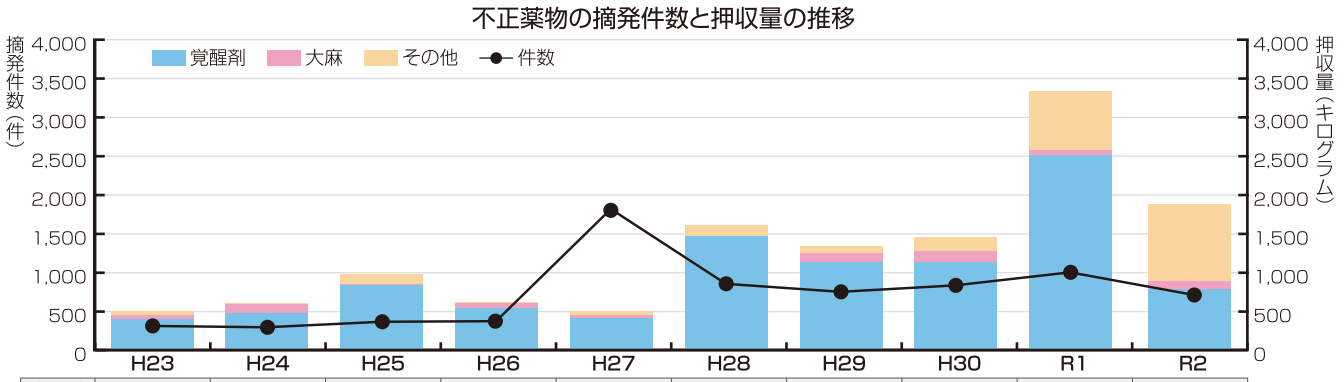
麻薬探知犬は、麻薬·覚醒剤等の国内への流入を水際で阻止するため、全国の主要な港·空港などに配備されており、入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の輸入検査等に活用しています。



麻薬探知犬による検査

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入を摘発した件数と押収量は次のグラフのとおりです。
令和2年は、不正薬物全体の押収量が5年連続で1トンを超え、2トンに迫る過去3番目を記録し、深刻な状況となっています。
また、MDMA及び大麻樹脂等（大麻リキッドを含む）の押収量が増加しています。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合　計	509	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493	3,339	1906
その他	50	11	135	6	66	140	90	178	670	989
大　麻	57	132	13	74	34	9	131	156	82	116
覚醒剤	402	482	859	549	422	1,501	1,159	1,159	2,587	800
件　数	326	308	382	390	1,896	892	784	871	1,047	733

（注）その他は、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。
なお、指定薬物は平成27 年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。令和2年の数値は速報値。

全国の税関が摘発した不正薬物の大量密輸入事件の例



鳥島南西方沖において洋上取引された覚醒剤約1㌧を静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発（過去最高の押収量）



南アフリカから到着した海上コンテナ貨物に隠匿されていた覚醒剤約237㌔を摘発



エクアドルから到着した海上貨物に隠匿されていたコカイン約722㌔を摘発
（コカインで過去最高の押収量）



カナダ来中国人旅客の携帯品検査において、ナイロンポーチ内に隠匿されていた大麻約92㌔を摘発（航空機旅客で過去最高）



アメリカから到着した航空貨物（ワインボトル）に隠匿されていた大麻リキッド約9㌔を摘発

犯則調査

税関における犯則調査は、銃砲･不正薬物等や知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の密輸入、盗難自動車や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出、更には関税ほ脱（脱税）などの関税法等の罰則に該当する違反事件（犯則事件）について、その事実を明らかにし、犯則行為者に対する刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法で行っています。税関は、関税法規違反の実態を解明する中心的機関として位置付けられています。

※税関職員は、関税法の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したり、所持する物件などを検査したりできるほか、必要に応じ、裁判官があらかじめ発する令状により、臨検、捜索、差押といった強制調査を行うことができます。

門司税関における密輸の摘発事例

洋上取引

洋上取引により密輸入された覚醒剤約587㌔を摘発





航空機旅客

アメリカ来航空機旅客が飲み込んで隠匿した液状の大麻約85㌘を摘発





フランス来航空機旅客がスーツケース底部を二重工作して隠匿したMDMA10,034錠を摘発





国際郵便物

アメリカ来衣類に隠匿されていた覚醒剤2㌔を摘発



タイ来カップラーメンの調味料に隠匿されていた覚醒剤1.4㌔を摘発



ラオス来額縁に隠匿されていた覚醒剤1.6㌔を摘発



海上貨物

オランダ来ロードローラーの前輪ローラー内部に隠されていた覚醒剤約109㌔を摘発





メキシコ来大理石の中に隠匿されていた覚醒剤約145㌔を摘発





門司税関における金地金密輸入事件の摘発





東シナ海の公海上で取引され、漁船により佐賀県内の漁港に陸揚げし密輸入された金地金約206㎏（約9億3千万円相当、脱税額約7,400万円）を摘発

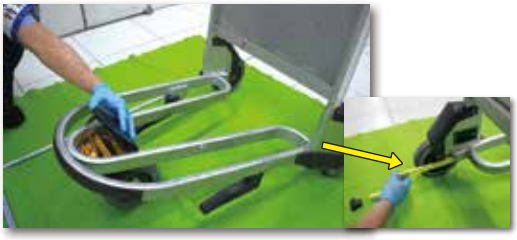
門型金属探知機

増加する金地金の密輸を取り締まるため、全国の空港や港に、門型金属探知機を配備しています。これにより、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通関を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りが可能となりました。



門型金属探知機

金地金隠匿事例の一部



手荷物カート内に金地金を隠匿した事例　消費税率引き上げの初日



下着の中に椀型に成形した金塊を隠匿した事例



体腔内に、小型に成形された金塊を挿入し隠匿した事例



金地金を足の裏に隠匿した事例



金地金を腹部に隠匿した事例

その他の水際取締り

知的財産侵害物品

偽ブランドのバッグやアクセサリーなど、知的財産（商標権、意匠権、著作権など）を侵害する物品（いわゆるコピー商品）は、国内への持ち込みが禁止されています。海外旅行先でお土産を購入する際などは、ご注意ください。



差し止めたコピー商品



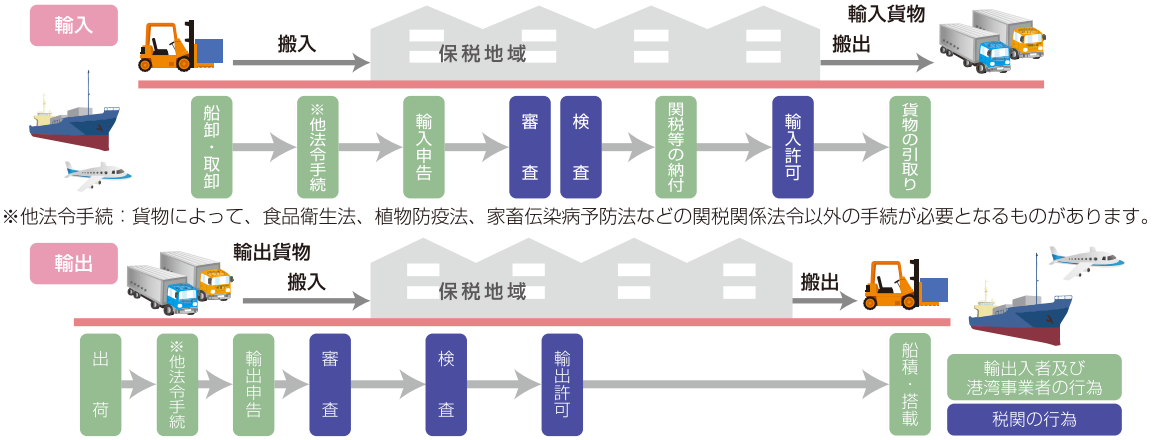
ワシントン条約該当物品

ワシントン条約該当物品

生きている動植物やその製品･加工品の中には、絶滅のおそれのある野生動植物を保護することを目的とした「ワシントン条約」によって、国内への持ち込みが規制されているものがあります。

適正かつ公平な関税等の徴収

輸出入貨物の通関



貨物を輸出または輸入しようとするときは、税関に申告してその許可を受けることが必要です。これを一般に「通関手続」といいます。
税関では、申告が正しく行われているかどうかを審査し、必要に応じて貨物の検査を行い、輸入貨物については、定められた関税・消費税等が納められているかなどを確認した後、その許可を行います。
貨物の検査では、単に外見的な検査だけでなく、最新の分析機器を使った検査（化学組成、成分など）も行っています。



国際郵便物の通関

国際郵便を利用して品物を輸出入する場合にも、通関手続きが必要です。

ー郵便物の価格(※)が20万円を超える場合:
　原則として、税関に輸出又は輸入申告のうえ、その許可を受けることが必要です。

ー郵便物の価格(※)が20万円以下の場合:
　税関に申告する必要はありませんが、税関で必要に応じて検査を行います。また、輸入郵便物のうち品物　によっては、税金を納めなければ引き取ることができないものがあります。



※輸入郵便物の価格とは、課税価格のことをいい、郵便物自体の価格、郵便料金（運賃）や保険料（保険を掛けている場合）などを加えた価格をいう。

事後調査

貨物の輸入通関後、税関では、輸入者の事業所などを個別に訪問して、輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われたか否かを事後的に確認しています。不適正な申告があった場合は、これを是正するとともに、輸入者に対する適正な申告指導を行い、適正な課税を確保しています。



貿易の円滑化

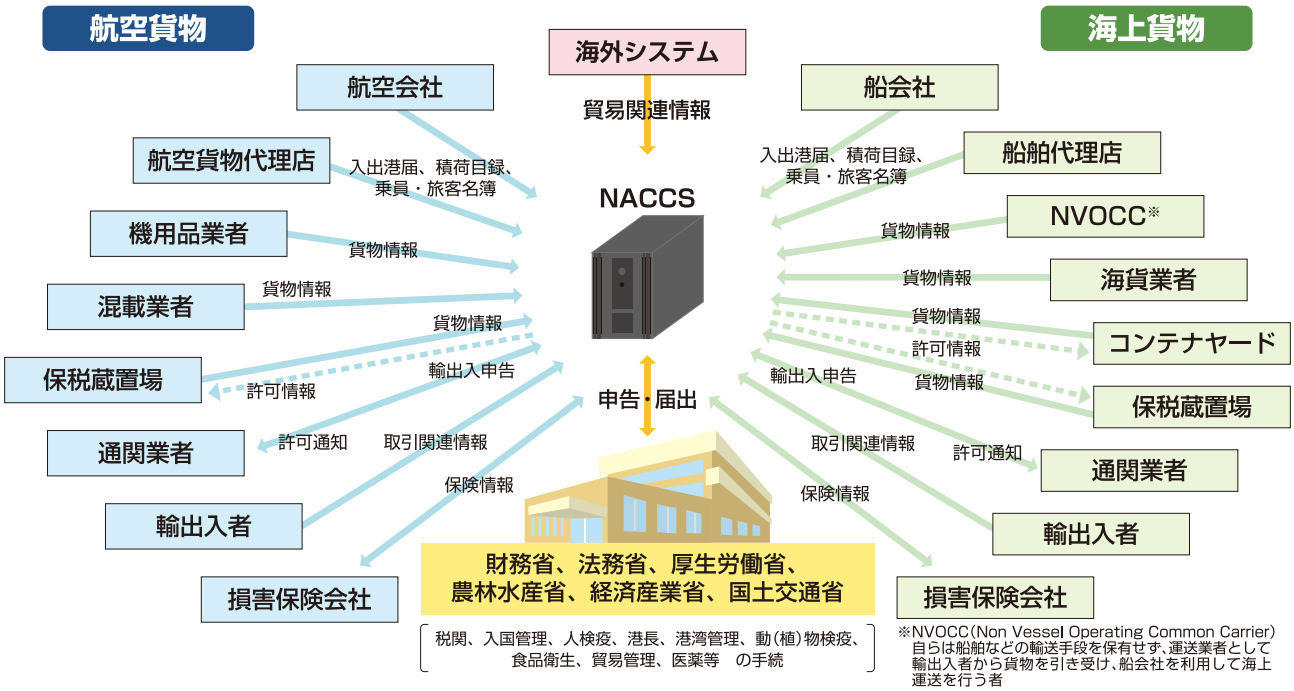
我が国のAEO制度

近年、貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立させることが国際物流における大きな課題となっています。税関は、民間企業とのパートナーシップの構築により、国際貿易のセキュリティの確保と円滑化の両立をめざし、国際標準に則った「AEO（Authorized Economic Operator）制度」の実施に取り組んでいます。

対　象	要　件	概　　要
特例輸入者 AEO Importer	○一定期間に法令違反がない ○各業務を適正かつ確実に遂行できる能力がある ○法令遵守規則を定めている ○税関手続きにNACCSを使用する 等	輸入申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略されるほか、貨物の引き取り後に納税申告を行うこと等が可能となります。
特定輸出者 AEO Exporter		貨物を保税地域に搬入することなく、自社の倉庫等で輸出申告を行い、輸出許可を受ける事が可能となるほか、税関による審査・検査にも反映され、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み（積込み）が可能となります。
特定保税承認者 AEO Warehouse Operator		税関長へ届け出ることにより保税蔵置場を設置すること等が可能となるほか、当該届出蔵置場にかかる許可手数料も免除となります。
認定通関業者 AEO Customs Broker		輸入者の委託を受けた輸入貨物について貨物の引き取り後に納税申告を行うことや、輸出者の委託を受けて、特定保税運送者による運送を前提に、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い、輸出許可を受けることなどができます。
特定保税運送者 AEO Logistics Operator		個々の保税運送の承認が不要となるほか、特定委託輸出申告にかかる貨物について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港等まで運送を行うことなどができます。
認定製造者 AEO Manufacturer		自らが製造した貨物について、第三者を介して輸出する場合に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることができます。

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS） Nippon Automated Cargo and port Consolidated System

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）は、税関等関係省庁と民間利用者とを通信回線で結び、輸出入貨物の通関手続きや関税などの徴収をオンラインで処理しています。
このシステムの導入により、輸出入申告の約99%を電子的に処理することが可能となっており、税関手続の迅速化、適正化、物流の円滑化に大きな効果をあげています。



※NVOCC（Non Vessel Operating Common Carrier）自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者

納税のキャッシュレス化

関税・消費税等の納税におけるキャッシュレス化への対応として、クレジットカード等による納税環境の整備に取り組んでいます。

様々な制度・取組み

保税制度



「保税」とは、輸入しようとする貨物について、その関税や消費税などの徴収を一時保留するという意味です。外国から到着して輸入許可を受けていない貨物（外国貨物）や外国へ輸出しようとする貨物は、原則、通関手続きのために一時蔵置されます。この場所を保税地域といい、税関の監督下に置かれます。
また、保税地域では外国貨物を関税や消費税などを納めることなく長期間（2年以内）蔵置したり、加工、製造、展示することもできます。これらは、貿易の振興や発展、国際的な文化の交流、さらには地域の活性化、国際化等にも大きな役割を果たしています。

関税技術協力

開発途上国税関の改革･近代化に対する支援は、税関手続の調和･簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものです。
研修員の受入れ等を実施して専門知識･技術を伝授するとともに、途上国税関との関係強化を図っています。



税関業務に関するセミナー

貿易関係者等を対象とした税関業務に係るセミナーを開催するなど日本企業等の活動支援に取り組んでいます。



密輸関連情報の収集･分析の強化

密輸情報を担当する情報管理官を設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的･総合的に管理･分析するなど、情報収集･分析の強化に努めています。

輸出事後調査

貨物の輸出通関後、税関では輸出者の事業所などを個別に訪問して、輸出された貨物に係る申告が適正に行われたか否かを事後的に確認しています。輸出貿易管理令に関する許可承認手続きや、不正輸出が行われていないかを確認することにより適正な輸出通関を確保しています。

税関チャットボット

税関手続きに関するよくある質問について、カスタム君がAI（人工知能）を活用し、自動で回答するサービスを税関HPで開始しています。

ご利用はこちらから。
https://www.chat.customs.go.jp/?site_id=1

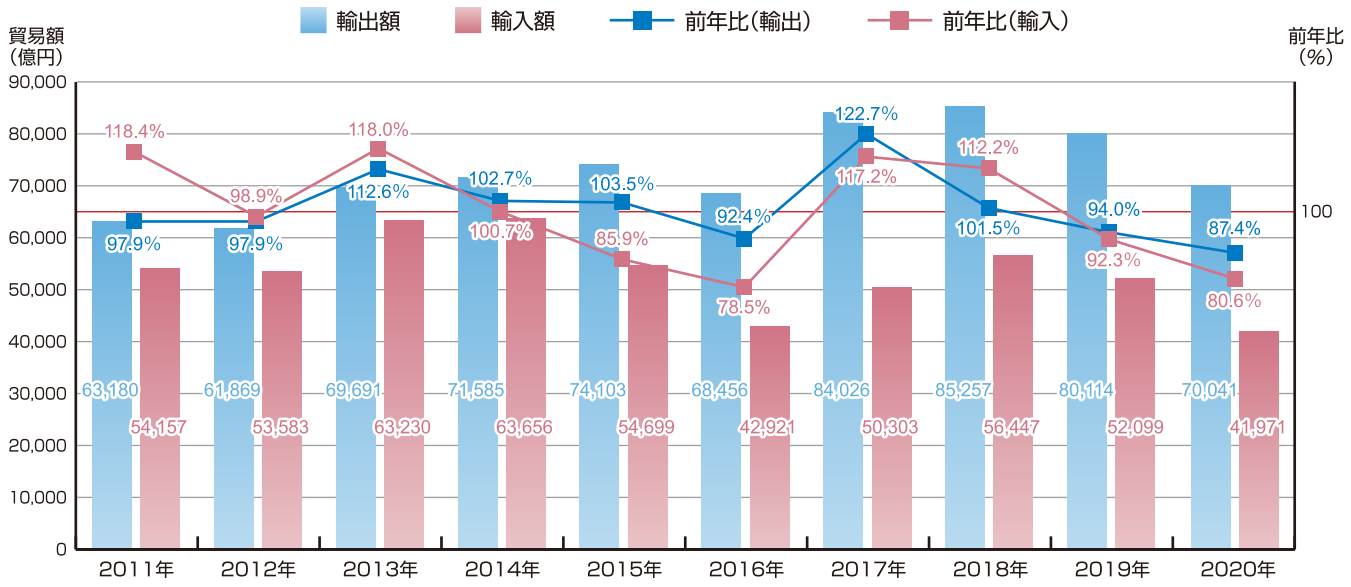


税関チャットボット



貿易統計

税関で作成している外国貿易統計は、我が国の経済指標の中でも重要な統計の一つで、その正確性･迅速性から、国の経済政策や企業の経済活動の資料として幅広く活用されています。



採用案内 Recruitment

門司税関では、国家公務員採用一般職試験（大卒程度又は高卒者）に合格された方々の中から職員を採用しています。
採用の対象となる試験区分や採用までのスケジュールなど、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。採用情報は門司税関ホームページでもご覧いただけます。

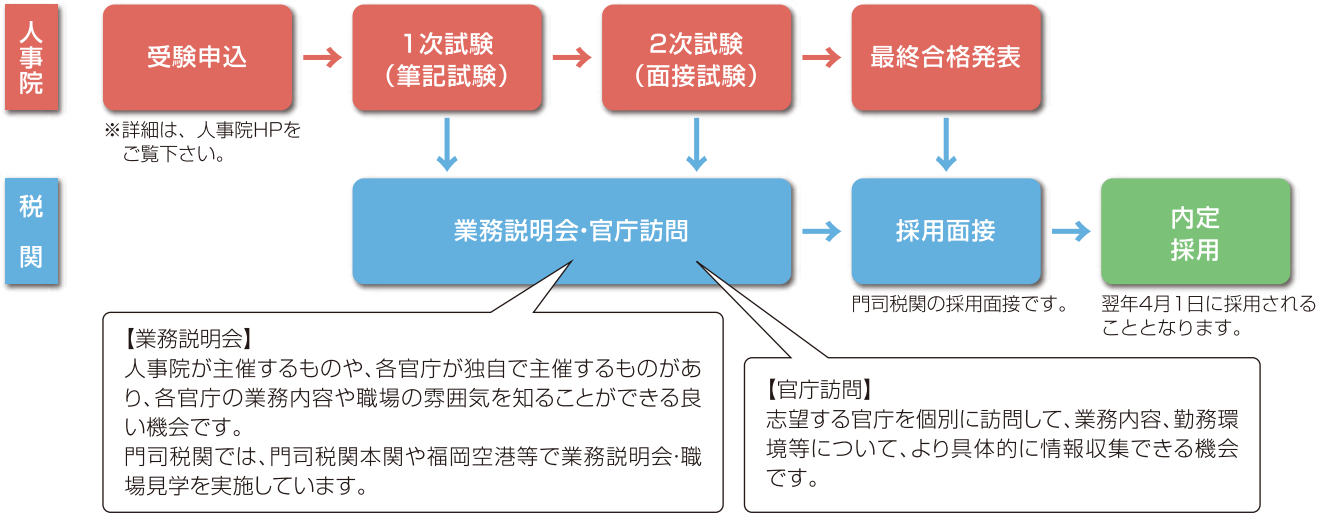
門司税関 総務部 人事課　050-3530-8314
http://www.customs.go.jp/moji/moji_saiyo/00_motomu111.html

門司税関
採用案内

採用までのスケジュール

国家公務員試験は、専門分野（行政、技術系）毎に試験区分が設けられています。
門司税関では、次の試験区分の最終合格者を採用の対象としています。

一般職大卒程度：行政九州、行政中国、電気･電子･情報、機械、物理、化学、農学
一般職高卒者：事務九州、事務中国、技術九州、技術中国



相談窓口・広報活動など

税関相談

海外との商取引、海外旅行、国際郵便物、個人輸入などの通関手続をはじめ、税関行政全般についての相談等を受け付ける窓口を設置しています。

▣ 門司税関 業務部 税関相談官
TEL：050-3530-8372 FAX：093-332-8415
▣ 福岡外郵出張所 税関相談官
TEL：092-663-6260 FAX：092-663-6261
▣ 博多税関支署 税関相談官
TEL：092-263-8235 FAX：092-263-8363
▣ 福岡空港税関支署 税関相談官
TEL：092-477-0101 FAX：092-477-7590

貿易統計

税関では、輸出入される貨物の動きを貿易統計として定期的に作成･発表しています。
貿易統計に関する資料は、税関ホームページから検索･閲覧が可能です。

税関ホームページ
貿易統計

▣ 調査部 調査統計課
TEL：050-3530-8380 FAX：093-332-8402 http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/bussi.html

職場見学・講師派遣

税関の役割や仕事内容等をご理解いただくための職場見学や薬物乱用防止教室、税関教室（学校等での講演）について随時受け付けています。
Webカメラを利用した講演等も可能ですので、まずはご相談ください。



▣ 門司税関 総務部 税関広報広聴室
TEL：050-3530-8333 E-mail moji-koho@customs.go.jp
▣ 福岡空港税関支署 税関広報広聴官 TEL：092-477-0088

その他個別相談

お問い合わせ等内容	担当部署	TEL	FAX
AEO制度に関する事項	門司税関 業務部 認定事業者管理官	050-3530-8312	093-332-8397
品目分類・税番・税率に関する事項	門司税関 業務部 関税鑑査官	050-3530-8373	093-332-8415
原産地に関する事項	門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	093-332-8397
採用に関する事項	門司税関 総務部 人事課	050-3530-8314	093-332-8394

税関からのお知らせ（情報発信）

税関ホームページでは、各税関の情報や貿易統計などを掲載しています。
また、Facebook、Twitter、YouTubeを通じて、税関の活動状況などを分かりやすくタイムリーに発信しておりますので、ぜひご覧ください。

税関ホームページ：https://www.customs.go.jp
税関Facebook　：https://www.facebook.com/Japan.Customs
税関Twitter　：https://twitter.com/custom_kun
税関YouTube　：https://www.youtube.com/user/mof

税関ホームページ　税関Facebook　税関Twitter　税関YouTube

税関広報展示室

旧門司税関内にある税関広報展示室では、税関の仕事、拳銃や麻薬・覚醒剤等の密輸の手口、偽ブランド品やワシントン条約該当物品を実物やパネルによりご紹介しています。
（年中無休／開館時間 09:00～17:00／入場無料）







税関広報展示室は、門司港レトロ地区にある「旧門司税関」1階にあります。

門司税関管内官署所在地・電話番号・FAX 番号

官署名	住所	TEL	FAX
門司税関（本関）	〒801-8511 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	050-3530-8306	093-332-5336
田野浦出張所	〒801-0805 北九州市門司区太刀浦海岸9	093-321-3996	093-321-0061
福岡外郵出張所	〒811-8799 福岡市東区蒲田4-13-70 日本郵便株式会社新福岡郵便局内	092-663-6260	092-663-6261
苅田出張所	〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町27 苅田港湾合同庁舎内	093-436-1458	093-435-1610
下関税関支署	〒750-0066 山口県下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎内	083-266-5376	083-266-6318
宇部出張所	〒755-0044 山口県宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎内	0836-21-7391	0836-29-1017
萩出張所	〒758-0011 山口県萩市大字椿東字後小畑5607-19 萩港湾合同庁舎内	0838-25-5120	0838-25-5120
岩国税関支署	〒740-0002 山口県岩国市新港町3-9-57 岩国港湾合同庁舎内	0827-21-7138	0827-29-0223
徳山税関支署	〒745-0045 山口県周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎内	0834-21-2540	0834-32-0463
防府出張所	〒747-0809 山口県防府市寿町6-39 防府地方合同庁舎内	0835-22-2385	0835-22-2293
平生出張所	〒742-1107 山口県熊毛郡平生町大字曽根字西水場209-19	0820-56-3076	0820-56-3076
戸畑税関支署	〒804-0071 北九州市戸畑区川代2-1-3	093-871-7674	093-873-1951
若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎内	093-761-4445	093-761-4446
博多税関支署	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内	092-263-8331	092-263-8256
福岡空港税関支署	〒812-0851 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル内	092-477-0100	092-477-7589
伊万里税関支署	〒849-4256 佐賀県伊万里市山代町久原2976-31 伊万里港湾合同庁舎内	0955-28-2514	0955-20-2024
唐津出張所	〒847-0861 佐賀県唐津市二タ子3-214-6 唐津港湾合同庁舎内	0955-70-1317	0955-70-1316
厳原税関支署	〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎内	0920-52-1112	0920-52-9031
比田勝監視署	〒817-1701 長崎県対馬市上対馬町比田勝ダラの木956-7	0920-86-2269	0920-52-9031
大分税関支署	〒870-0107 大分県大分市大字海原字地浜916-5 大分港湾合同庁舎内	097-521-2691	097-524-0067
佐伯出張所	〒876-0811 大分県佐伯市鶴谷町2-3-30 佐伯港湾合同庁舎内	0972-25-0059	0972-25-0060
津久見出張所	〒879-2442 大分県津久見市港町8-5 津久見港湾合同庁舎内	0972-82-2325	0972-82-2325
大分空港出張所	〒873-0231 大分県国東市安岐町下原13 大分空港国際線ターミナルビル内	0978-67-3345	0978-67-3345
細島税関支署	〒883-0063 宮崎県日向市竹島町1 細島港湾合同庁舎内	0982-56-1253	0982-52-1090
宮崎空港出張所	〒880-0912 宮崎県宮崎市大字赤江297 宮崎空港内	0985-63-5600	0985-63-5665
油津出張所	〒887-0001 宮崎県日南市油津4-12-1 油津港湾合同庁舎内	0987-22-2879	0987-22-2879

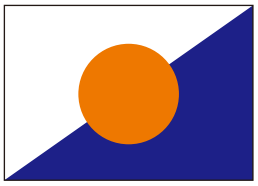
税関イメージキャラクター等のご紹介

カスタム君
Customs character



「カスタム君」は、麻薬探知犬をモデルにした税関イメージキャラクターです。密輸取締強化期間などに行われるイベントやキャンペーンで活躍しています。

税関旗
Customs Flag



「税関旗」は、明治25年8月3日に制定されました。
青いところが海と空、白いところが陸地、その接点に税関があることを意味しています。

税関ロゴマーク
Customs Emblem



中央に航空機、船、ゲート(門)を組み合わせ、ゲートの中の天秤は、税を徴収する機関としての公平さを、鍵は保全を表しています。
国花の桜は、税関の3つの使命である、安全・安心な社会の確保、適正・公平な課税、貿易の円滑化を意味しています。

密輸情報提供のお願い



税関では、24時間フリーダイヤルで麻薬・覚醒剤等の不正薬物やけん銃及び知的財産侵害物品等の密輸に関する情報を求めています。

許しません、白い粉（シロイ） 通しません、黒い武器（クロイ）

税関密輸ダイヤル

0120-461-961（シロイ クロイ）

パソコンからは→ **税関密輸情報提供サイト**
http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm

電子申告ゲートの運用

事前に!アプリを使ってスマホで簡単に申告

スマートフォンに「税関申告アプリ」をダウンロードして、案内にしたがって入力すると「携帯品・別送品申告書」を作成できます。入力が終了するとQRが作成されます。



App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

必要なのはパスポートとQR



空港の税関検査場に設置された電子申告端末で、パスポートとアプリで作成したQRを読み取らせることにより「携帯品・別送品申告書」の提出が完了します。
その際、ゲート通過のときに必要となる顔認証用の写真を撮影します。

ゲートは顔認証で通過



電子申告端末での手続きが完了したら、そのままゲートをスムーズに通過できます。

門司税関では、管内の貿易統計、入札情報や採用案内のほか、
日々の税関の活動状況をホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。
https://www.customs.go.jp/moji/

門司税関
ホームページ

財務省 門司税関
〒801-8511
福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内

2021.4
再生紙を使用しています。